

令和7年度第1回江別市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和7年6月9日（月） 午後2時～午後3時30分

場 所：江別市保健センター3階会議室

出席者：藤野委員、石塚委員、鈴木委員、村山委員、金子委員、齋藤委員、久保委員、山本委員、久保田委員、高橋委員、岡委員 計11名

事務局：金子子ども家庭部長、深見子ども家庭部次長、気境子育て支援課長、浅木子ども育成課長、北島子育て支援係長、末金給付係長、松谷主査（子育てサービス）、宮川主事

傍聴者：1名

1 開会

（藤野会長）

ただいまから、令和7年度第1回江別市子ども・子育て会議を開会いたします。
議事に入る前に、傍聴を希望する方がいますので、傍聴を許可したいと思います。
発言権は無く、傍聴のみということで入室を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

それでは、傍聴を許可いたします。
傍聴者の入室をお願いいたします。

2 議題1 江別市子ども計画について

（藤野会長）

それでは、議事に入りたいと思います。
次第2の協議事項（1）「江別市子ども計画について」を議題とします。
はじめに、事務局から説明願います。

（北島係長）

資料1「江別市子ども計画」について、ご説明申し上げます。

本年1月に開催されました令和6年度第8回目の会議でもお伝えいたしましたが、今年度の大きな協議事項として、「子ども計画」の策定がございます。

そのため、資料1では、子ども計画がどのようなものであるのか、また、市としての方向性等について、ご説明申し上げます。

それでは、1ページをご覧ください。

1 子ども計画についての（1）概要についてであります。子ども計画は、こども基本法に基づき、子どもや若者の健やかな成長と幸福な社会の実現を目指し、国や自治体が総合的かつ一体的に策定・推進することを目的とした計画となっております。

また、本法第10条では、地方自治体も子ども計画を策定することが努力義務とされており、策定に当たっては、国のこども大綱や、都道府県のこども計画を勘案することとされております。

江別市においては、勘案すべき北海道の子ども計画が未策定であったことから、これまで策定しておりませんでした。本年3月に北海道の計画が策定されたことから、第3期江別

市子ども・子育て支援事業計画を改定し、江別市子ども計画の策定に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、(2)子ども計画の策定の方向性であります。①子ども・子育て支援事業計画の改定による策定では、本日お配りいたしました、第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の4ページ、第1章の5「こども計画への移行」の中でも記載のありますとおり、本計画を生かしながら見直しを行い、市としてのこども計画の策定を進めることといたします。

すなわち、国のこども大綱や北海道子ども計画の点検や、多くの子ども・若者の声を聴く中で、必要事項を追記・修正する形での策定を目指しております。

次に、②期間であります。江別市子ども計画の始期は、令和8年度からを予定しておりますが、終期については、現行の計画から変更せず、令和11年度とし、4年間の計画となる予定です。

裏面の2ページをご覧ください。

③子ども・若者の意見の反映であります。子ども計画の策定に当たっては、子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするために、計画の対象となる子どもや若者等の意見を幅広く聴取して反映させることが必要とされています。

そのため、市としましては、中学生から29歳までの市民3,000人を対象としたアンケート調査や、中学生・高校生・大学生を対象としたワークショップを実施いたします。

(3)関連計画との関係性であります。子ども計画は、既存の各種計画と一体的に策定することが可能とされております。

市においては、すでに子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画と、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく、子どもの貧困に関する計画の二つの計画を、子ども・子育て支援事業計画として編さんしております。

一方で、子ども・若者育成支援推進法に基づく、市町村子ども・若者計画は未策定でありましたので、この計画の要素を取り入れた計画とする予定としております。

3ページをご覧ください。

2策定スケジュールであります。本日の会議での協議を終えたら、7月からワークショップを、8月にはアンケート調査を実施する予定としております。

9月には、ワークショップの内容等を踏まえた骨子案の協議、10月には、素案の協議をお願いしたいと考えております。

11月には意見公募、パブリックコメント案を協議いただいたのち、12月までパブリックコメントを実施いたします。

来年1月に結果報告を行い、3月に計画を策定する予定としております。

説明は以上です。

(藤野会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

【質疑等なし】

ご意見等ないようですので、本件を終わりにいたします。

3 議題2 市民アンケート調査及びワークショップの実施について

(藤野会長)

次に協議事項(2)「市民アンケート調査及びワークショップの実施について」を議題といたします。

はじめに、事務局から説明願います。

(北島係長)

資料2「市民アンケート調査及びワークショップの実施について」及び資料3「子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査」について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、資料2の1ページをご覧願います。

1趣旨であります。子ども基本法では、子ども施策の実施に当たっては、その当事者や養育者等から意見を聴き、反映させることを求めています。

そのため、市といたしましても、子ども計画の策定に当たり、子ども・若者の声を聴く取組として、アンケート調査及びワークショップを実施したいと考えております。

次に、2意見集約方法(案)であります。現時点では2点考えております。

1点目は、アンケート調査の実施でございます。

中学生から29歳までの市民を対象に紙媒体及びウェブによるアンケート調査を実施いたします。

実施時期は、本年8月頃であり、3,000人に調査票を送付する予定です。

2点目は、ワークショップの実施でございます。

市内の中学、高校、大学に協力いただき、ワークショップを開催いたします。

初めに、中学生であります。来月7月14日(月)に江別市民会館で実施いたします。

参加者は、市内9校から1名ずつ参加いただき、総勢9名によるワークショップを予定しております。

次に、高校生であります。翌日7月15日(火)に野幌公民館で実施いたします。

参加者は、市内各校から2名ずつ参加いただき、総勢10名によるワークショップを予定しております。

裏面の2ページをご覧願います。

次に、大学生であります。8月8日(金)に野幌駅近くにあります市民交流施設「ぷらっと」で実施いたします。

参加者は、各大学から2名ずつ、総勢8名によるワークショップを予定しております。

次に、3その他であります。ワークショップとは別に、子どもや若者の支援機関等に対して、意見を伺う予定です。

これらの取組の結果については、取りまとめ次第、本会議に報告いたします。

次に、資料3「子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査」について、ご説明申し上げます。

資料3をご覧願います。

本アンケート調査は、「子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査」と題して、最大25問のアンケート調査となっております。

回答者の中に中学生が含まれることから、なるべく簡単な言葉を使うよう心掛け、難しい漢字には振り仮名をふっております。

それでは、ページをおめくりいただき、1ページをご覧願います。

1ページの「あなたについて」の項目は、回答者の属性を聞く設問で構成しております。

次に、2ページをご覧願います。

「居場所について」の項目は、全6問で構成しております。

居場所づくりは、今後の子ども・若者施策を進めていく上で、非常に重要であり、江別市に足りていない部分であると感じております。

そのため、実際に、市内の子ども・若者がどのように考えているのか、こういったものを望んでいるのかを聞く設問としております。

問6では、自宅を含めた居心地がいいと思う場所を回答いただき、次の問7では、居心地がいいと感じる理由をお伺いいたします。

問8では、居心地がいいと思う場所には、どのようなサービスや設備があったら良いかを伺いいたします。

裏面の3ページをご覧ください。

問9では、誰といたいか、次の問10では、江別市内にある居心地がいいと感じる場所を具体的にお伺いいたします。

最後に問11では、理想の居場所について、伺いいたします。

4ページをご覧ください。

「悩みごとについて」の項目は、最大5問で構成しております。

悩みごとを受け付ける相談手段を設ける必要性についても感じておりますことから、どのような悩みごとがあり、どのような手段であれば、相談しやすいかを把握するため、伺いいたします。

問12では、悩みや不安内容についての設問としております。

問13では、相談相手をお聞きし、「誰にも相談しない・したくない」「相談できる人はいない」と回答した方には、問14で、その理由について伺いします。

ページをおめくりいただき、5ページをご覧ください。

問15では、どのような相談窓口であれば相談したいと思うか、問16では、相談の手段について伺いいたします。

6ページをご覧ください。

「外出について」の項目は、最大3問で構成しております。

引きこもり支援も重要なテーマでありますので、聞き方にも配慮しながら、引きこもりの状態を把握し、必要な支援に努めたいと考えております。

問17では、外出頻度をお伺いし、「普段は家からほとんど出ない」と回答した方に、問18で期間、問19できっかけをお伺いいたします。

ページをおめくりいただき、7ページをご覧ください。

「将来のことについて」の項目は、最大3問で構成しております。

子ども・若者の夢や将来やりたいことをお伺いし、市としてどのようなことができるのか、検討していきたいと考えております。

問20では、夢や将来やりたいことがあるかを、問21では、その内容について伺いします。

問22では、市であつたら良いものをお伺いし、どのような支援ニーズがあるのか把握したいと思ひます。

8ページをご覧ください。

「全体を通して」は、全3問で構成しております。

問23では、子ども・若者の市政への参加手段、問24では、市の子ども・若者施策で臨んでいること、

ページをおめくりいただき、9ページでは、自由記載欄を設けております。

私からの説明は以上です。

(藤野会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(鈴木委員)

協議事項(1)「江別市子ども計画について」について、未策定である市町村子ども・若者計画を策定するということでしたが、この計画によってどのような影響があるのか、基本的なところをお伺いいたします。

(北島係長)

当市では、中学生までについては、市立中学校がございますので十分支援の手が届きますが、高校生以降の子どもたちへの支援が十分ではないという問題がございます。

市町村子ども・若者計画を策定することによって、すぐに大きな変化があるというわけはありませんが、子どもや若者の居場所づくりや、子ども若者の声を聞いて、必要な支援を考えていくきっかけになるものと考えております。

いずれにいたしましても、計画の策定によって劇的な変化が起こるわけではありませんが、一步ずつ市としてできることを進めていきたいと考えております。

(鈴木委員)

ありがとうございます。

次に、協議事項(2)「市民アンケート調査及びワークショップの実施について」の資料2についてですが、ワークショップの参加者は、中学生は各校から1名、高校は各校から2名、大学生の方は各校から2名ずつとなっておりますが、1中学校、1名ずつより2名ずつにした方がワークショップで幅広い意見が出てくるのではないかと思います。

また、大学生は、江別市内に住んでいる大学生を対象にワークショップをやるという理解でよろしいでしょうか。

(北島係長)

中学生の人数を各校1名ずつとしておりますのは、ワークショップの規模を大きくすると逆に中学生の意見交換がしづらいのではないかと考えたためです。

お越しいただく1名の中学生については、その方個人の意見ももちろんですが、中学校の代表としてご発言いただくことを想定しております。

また、大学生の対象者につきましては、居住地域に制限をかける予定はございません。

仮に札幌市に住んでいて、当市の大学に通っている方については、自分の住んでいる札幌と比較して、江別市の良い面、もしくは不足している面について意見をいただきたいと考えております。

なお、この考えは高校生についても同様で、各校には他市から通っている高校生でも良いとお伝えしております。

(久保田委員)

アンケート調査について、中学生から29歳までの方が対象ということですが、どのように行うのか、また、どのように周知するのか伺います。

(北島係長)

市内3,000人の対象者を無作為に抽出し、アンケート調査票を送付して回答していただきたいと考えております。

周知については、市公式LINEを活用し、回答を促す予定です。

(山本委員)

中学生も無作為抽出ということでしょうか。

また、引きこもりの方の意見ももらうとのことですが、どのようにアンケートを提出して

もらうか具体的な手立ては考えているのでしょうか。

(北島係長)

3,000人の抽出については、市内の江別地区、大麻地区、野幌地区に分け、人口比などから按分し、さらには年齢構成を考慮しながら行います。

次に、引きこもりの方への回答方法については、我々としても非常に苦慮している部分でございまして。より良い方法がございましたら是非ご教示いただきたいとおもっておりますが、我々としては、まずはこのアンケート調査の回答状況を見ながら、また、支援機関等との意見交換を通じて、支援ニーズの把握に努めてまいります。

(金子委員)

策定スケジュールについてですが、ワークショップやアンケートを実施した後に骨子案の協議、素案の協議とあります。もうすでにある北海道の子ども計画を基に作っていくのだと思っておりましたが、アンケートやワークショップの結果を基に作り始めていくのでしょうか。それとも北海道の子ども計画があるので、それをベースとしてアンケート結果等を反映させるということなのでしょうか。

それによって大きく変わってくると思いますので、そのあたりの進め方を教えていただきたいです。

(北島係長)

子ども計画を作るにあたって、国のこども大綱や道のこども計画を勘案する必要がございますので、まずはその要素を見て必要な事項を取り入れなければならないと考えております。

具体的な内容について、やはり地域性があると思いますので、ワークショップやアンケート調査の結果を見ながら、どのような文言を書くのかについて市として考えていきます。

骨子案の際にどこまでお示しできるかについては、まだ調整段階ですが、まずは要素としてこれは取り入れたいという話と、内容にはアンケート調査、ワークショップの結果もあるので、こういう文言を取り入れたいという話をさせていただきたいと思います。

(気境課長)

補足ですが、骨格としては、昨年度策定した子ども子育て支援事業計画を骨格というふうに考えております。

この昨年度作成した計画では、様々な18歳未満の支援が子育て支援事業計画の中に書かれてはいますが、若者支援の部分が抜けております。同じ項目の中で、若者に該当する部分も出てくると思いますので、既存のこの骨格の中で、策として、若者も必要なものはそこも含めて修正しますし、新たに若者支援の項目として、章立てするなり、既存の子育て支援事業計画にさらに若者がくつつくようなイメージで考えていただけたらと思います。

(金子委員)

ということは、骨子案の協議及び素案の協議というのは、この部分を変えた方が良いという提案が出てきて、それを考えるというように進めていくということでしょうか。

(北島係長)

ご認識のとおりです。

(齋藤委員)

アンケートの6ページの「外出について」の質問で、引きこもりについて聞き出したいという質問の意図は分かりますが、質問数が三つしかなく、とても端的で何か深いところに届けられるアンケートではないと思います。これ以上質問を増やせないのでしょうか。

また、引きこもりの方から意見を頂戴したとして、学校に行けている人とそうではない人など違いがあると思いますし、また、10代、20代など年齢の違いもあると思いますが、江別市としては、その子どもたちの居場所を一括で考えているのか、もう少し細かく考えているのかをお伺いします。

(北島係長)

質問数は増やせないということではなく、必要な項目があれば増やしていきたいと考えております。追加した方が良い設問等があれば教えていただきたいと思いますと考えております。

居場所づくりに関しては、模索しているところであり、多くの方にとって居心地がよい場所も必要ですが、学校に行けていない方や、なかなか外出ができない方にとっても「自分らしくいられる」「この場所だったら行きたいな」と思える居場所を検討していきたいと考えております。

ただし、一気に進めるというのは難しいため、一歩ずつ考えながら進めていきたいと思っております。

(齋藤委員)

抽出される3,000人の中にどれくらい引きこもりの方が抽出されるのかも分からないので、もし可能であれば、不登校の子が行っているデイサービスや週に1回集まっている場所など、そういうところの方と積極的に意見を貰える形で動いてほしいです。

(北島係長)

資料2のその他のページでご説明しましたが、我々もこのアンケートだけで、全ての子どもの意見が把握できるとは考えておりません。その方の置かれている状況によっては、直接お声をいただくことが難しい場合もありますので、例えば子どもや若者の支援をしている支援機関の方などと意見交換を行い、その内容を計画に反映させていきたいと考えております。

(石塚委員)

子ども家庭庁の子ども若者の意識と生活に関する調査を参考にアンケートを作り、郵送とネットの回答を併用するという方法も同じだと思いますが、全国調査で約4割の回答率で、今回の江別市の調査はどのくらいの回答数を見越しているのかをお伺いします。

また、郵送とネットで複数回答ができる形になってしまうと思いますが、その点について何かご検討いただいているのか伺います。

(北島係長)

回答率について想定するのは難しいですが、例えば、江別市では市民の方全員を対象に、毎年市民アンケート調査を行っていきまして、それだと回答率が約4割です。それ以外にも転入者向けのアンケートを行っており、それは約3割くらいです。

アンケートの回答率は高齢者の方が高く、若い世代は忙しいのでなかなか回答いただけないというのが実情です。そのため、今回のアンケート調査の回答率は大体3割ぐらいと見込んでおります。ただし、なるべくご回答いただきたいと思いますので、送るだけではなく、市の公式LINE等を活用しながら回答を促していきたいと考えております。

次に、重複回答の話ですが、現状は重複回答できる仕組みになっております。重複回答を避ける仕組みとしては、例えば、IDを振って重複回答を避けるという手法もありますが、そうすると「回答者が特定されるのではないか」という不安を感じる方もいらっしゃると思います。もしかしたら、何度も回答してしまうかもしれませんが、我々としては、多くの方に回答していただきたいという趣旨で、ID等は付番せず調査を行いたいと考えております。

(石塚委員)

例えば、学校等所属間で配布したらまた違うのかと思いますが、無作為抽出ということで実施しないということですか。

(北島係長)

今回のアンケート調査については、中学生のみならず幅広く子ども・若者の意見をお聞きする観点から、無作為抽出にてアンケート調査を実施したいと考えておりますので、学校等での配付は予定しておりません。

(藤野会長)

2番の居場所についての質問ですが、目的としてはニーズを知りたいということだと考えてもよろしいのでしょうか。

(北島係長)

ニーズが知りたいということと、どういった場所が居心地のいい場所かということのを少し概念化して知りたいという質問になっています。

具体的な場所の質問から始まって、それはどんな場所かという聞き方をして深堀をしていくことで、概念化し、政策に反映するということを狙っております。

(藤野会長)

構成する質問がほぼ全て居心地がいいと感じる場所は、どこで、どういう点が居心地良く、どういうイメージが居心地の良さなのかということを探るような質問だと思います。分析の仕方にもよるかもしれませんが、例えば、「江別市としてもっとこういう居場所が欲しい」や、「こういう場所が家の近くに無いから、欲しい」というような要求しているものを引き出そうとする設問も入れた方が良くのかなと思いました。

ただ、分析の仕方として、例えば問6でほとんど書かれていないものは何かというような方法もあるかもしれませんが、これだと居心地がいいと感じる場所がある人がマルを付けて、こういう場所が居心地の良い場所だというだけの結果になってしまう気がします。若者の立場から、不足しているもの・近くにあったら良いと思っていて、実際には無いものをすくい上げるような質問も一つぐらいあったら良いのかなと思います。

2点目が、細かくて恐縮ですが、3ページの問9の「居心地がいいと感じる場所には、どんな人と一緒にいたいですか」で1の年齢や性別、趣味の近い人という回答項目が結構乱暴にいろんなことがまとめられている気がします。性別が近い人という表現も何を指しているのか分からないところもありますし、年齢と趣味は分けた方がきっと分析のときには良いのかなと思いました。

3点目として、問10で「江別市には、あなたが問6で回答したような居心地がいいと感じる場所がありますか、あればその場所の名前を教えてください。」と書いてありますが、問6に公民館の名前やぷらっと等名前を入れているので、そこで選択したものを問10でまた自由記述で書かせるように回答者としては見えてしまうような気がします。

そのため、問10で具体的な場所を教えて欲しいのであれば、問6と被らないような聞き方をする方法もあるのかなと思いました。居場所については以上です。

先ほど議論にありました引きこもりの調査について、この抽出の調査でその実態をつかむということは期待しない方が良くのかなと私は思っています。抽出ということもありますし、今引きこもり状態にいる方がこのアンケートに答えようと思うかどうかというところを言うと、回答率はすごく低くなると思うので、質問項目として入れることに意義はあると思いますが、ここで何かを捉えようと思えない方が良くのかなと思いますし、結果として、「そんなに引

きこりの人の回答なかったよね。案外いないんだ。」のような解釈になった方が危ないと思いますので、そこはあまり期待せずにやった方が良いでしょう。

他方で、実際に引きこもりの方やご家族の方の声をどのように反映するのかというのは、別のやり方を考えた方が良いでしょう。

(北島係長)

居場所についての問6について、居心地がいいという場所がある前提の質問だということについてですが、その点については、会長のおっしゃるとおりの部分ですので、設問や回答欄を工夫したいと考えております。

問9についても、確かに「年齢や性別が近い」というのはかなり幅広い対象になっていると思いましたので。こちらの回答欄も一度検討して修正を加えたいと考えております。

問10につきましても、会長のご指摘とおり、もしかしたら問6で答えたのにまた同じことを答えるのかと感ずる方もいるかもしれませんので、検討いたします。

4の外出については、ご懸念のとおり、これで引きこもりの方の実態が把握できるとは思っておりません。ただし、少しでも把握できれば良いとは思っております。実態としては、なかなか当事者を補足すること自体が難しいと思っておりますので、まずは、先ほど申し上げたとおり、支援機関等の意見交換を通じて、ご支援の実態や当事者の実態をつかみながら市として何ができるのか、何が必要なのかを考えていきたいと思っております。

(齋藤委員)

問9の細かい部分についてですが、言ってしまえば全部変えた方が良いでしょうのかなと思しました。3の新しい出会いを求めている人というのの意味が通じづらいと思します。普通に友人という選択肢も無いですし、この質問についての選択肢を最初から考えた方が良いでしょう。

(北島係長)

新しい出会いを求めている人と書いた趣旨は、地域で活躍されている方もいらっしゃるの、世代交流等を求めている方もいるのかなと考えてこのような設問にしましたが、確かに分かりづらいということもあるかもしれませんので、もう一度検討したいと思します。

(鈴木委員)

資料2のワークショップについては、大学生、高校生は市内に住んでいてもいなくても関わりなくその学校を代表してということでしたが、アンケートの方では江別市に住む中学生から29歳の方としているというのが矛盾していると思します。そこについてどう考えているのか伺います。

(北島係長)

我々としては、矛盾を感じてはおりません。やはり幅広い意見を聞かなければならないと思っております。アンケート調査はどうしても市内居住者でなければ調査票を送ることもできませんので市内居住者を対象にしておりますが、先ほど申し上げたとおり、例えば、他の市町村から大学に通われて「本当は近くにこういったものがあつたらもっと遊べるのに」とか「どうしても自宅と学校の行き来になっているけど、ここに何かがあれば江別に住みたい」ということを思っている方はいると思しますので、そういった声を伺うためにも居住の要件は定める必要はないと思っております。

(金子部長)

補足ですが、江別市自治基本条例という条例がありまして、江別のまちづくりの根幹のよ

うな条例になっておりますが、自治基本条例で市民のことを定義するときに、「市内に住んでいる人」と、「市内に通勤、通学をしている人」も広く市民と呼んでいます。そういった考え方を踏まえると、市外から江別市に通っている高校生や大学生にアンケートを送ることはできませんが、こういったワークショップの機会に来てもらって、江別のことを思って語ってもらうということは、やはり意味のあることだと思っております。自治基本条例を踏まえるとこれが適切だと思っております。

(石塚委員)

6 ページの外出についてのところですが、「普段からほとんど出ない」ということを現状としてとるのか、過去にそういうことがあったというふうにとるのかの両方あっても良いのかなと思います。また、出なくなった原因を聞いていますが、「出た、若しくは出るためには何が必要なのか」という前向きな形で質問項目を終えることができれば、該当する方ももう少し回答しやすいのかなと思いました。

(北島係長)

ここ半年ぐらいの状況で最も近いものとしておりましたが、委員としては過去も含めて聞いた方が良いのではないかとということです。ただ、例えば「引きこもりについて」というような題で言えるのであればそのような言い方もできるのかなと思いますが、なかなか直接「引きこもりですか」「引きこもりの方は回答してください」というような統一は難しいと思っております。今は外出についてという題で設問を作っているところです。

(気境課長)

この回答欄については委員の皆様からいろんなお話ができましたので、再度整理したいと考えております。

(岡委員)

同じく、4 外出についての問 19 について、外出できない子がいかにマルを付けてくれるかにかかっているのかなと思いますが、選択肢 6 の受験に失敗したことというのが、これを聞いただけで書きたくないと思う子がいないのかなと思いましたので、例えば「希望の学校に進学できなかった」とか、それも経済的な理由でとか、自分の学力のためにとか、項目を増やせるということだったので、ここはいっぱい書いた方が、その他や分からない、特に理由はないにならないのかなと思いました。少しでもアンケートの結果を取るために、選択項目を増やしたらどうかと思いました。

(北島係長)

ご意見を踏まえて、再度検討したいと思います。

(藤野会長)

概ね質問意見も出尽くしたようですので、次の協議事項に移りたいと思います。

4 議題3 子どもの権利条例検討部会の設置について

(藤野会長)

次に協議事項(3)「(仮称)江別市子どもの権利条例検討部会の設置について」を議題といたします。

江別市では、昨年11月に「江別市子どもが主役のまち宣言」を発表した際、後藤市長から、宣言から一歩踏み出し、子どもの権利条例の制定を目指すとの発言がありました。

私たちとしても条例の制定に向けて協力をしたいと考えておりますが、子ども計画の策定に加えて、条例の制定に向けた議論を重ねるとなると委員の皆さまに大きな負担をおかけすることになります。

そのため、事務局と協議した結果、本会議の設置根拠であります「江別市子ども・子育て会議条例」では、部会を置くことができるとされておりますことから、部会を設置し、部会を中心に検討を行っていきたいと考えておりますが、皆さま、いかがでしょうか。

【「異議なし」との声】

ありがとうございます。それでは、子どもの権利条例の検討は部会で行い、都度、本会議体に報告しながら進めることといたします。

次に、部会の委員ですが、こちらも条例によれば、会長が指名することとなっております。委員構成について、追加で資料を配付いたします。事務局お願いいたします。

私からは、資料にあります8名の方に、部会委員を担っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」との声】

ありがとうございます。部会委員の皆様には、大きなご負担をおかけすることになりますが、子どもの権利条例の制定に向け、検討を行っていただきたいと思います。

事務局の方で、補足などあれば、お願いします。

(北島係長)

私から、子どもの権利条例の制定に向けたスケジュールについて、ご説明申し上げます。

今ほど、お配りいたしました資料の裏面をご覧ください。

資料の上段が令和7年度を取組、下段が令和8年度を取組となっており、概ね2か年かけて制定作業を進めてまいります。

初めに、上段の令和7年度を取組ですが、本日、部会の設置について、ご了解いただけましたので、今月下旬には第1回目の部会を開催いたします。

第1回目は、札幌学院大学の大澤真平教授にお越しいただき、子どもの権利に関する歴史的な背景や内容を講義いただくほか、先行する他市の事例等を用いて、子どもの権利に関する知識を共有し、深めていく予定です。

7月には、第2回目の部会を開催し、市民意見を取り入れる取組として検討しているワークショップ、意見交換会についての方針や、小学5年生から高校生までを対象としたアンケート調査に関する協議を行います。

12月には、アンケート調査等の結果報告及び骨子案の協議を行い、1月から3月にかけて素案の協議をいただく予定です。

資料下段の令和8年度を取組になりますが、4月頃に子ども・子育て会議の全体会に報告し、6月頃にパブリックコメントを実施いたします。

7月にパブリックコメント結果の報告を行い、令和8年10月頃に条例案の最終協議を行っていただきます。

その後は、議会手続きになりますが、令和8年第4回定例会にて議案を提出し、審議いただく予定です。

令和9年1月からのスケジュールは、未確定な部分も多いですが、パブリックコメントの作成や制定記念イベントの開催など、条例を市民の皆さんに知っていただく機会づくりを行ってまいります。

説明は以上です。

(藤野会長)

本件につきまして委員の皆様から、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(高橋委員)

6月の部会では、大澤先生から子どもの権利に関する講話があるとのことですが、この部会または会議のメンバーだけの学習会という位置付けなのか、外部の方も参加できるものなのか伺います。

(北島係長)

部会として開催いたしますので、部会委員の皆さんのための講話ということになりますが、傍聴は受け付ける予定としております。

(金子委員)

スケジュール案について、令和9年3月まで続いていくというところで、私としては頑張ってやりたいなとは思っておりますが、その前に任期が終わってしまいます。

検討途中でメンバーが代わることは考えられないと思いますが、どのようになっていくのか教えていただければと思います。

(気境課長)

今いただいたご質問ですが、任期は10月末までとなっておりますので、10月になりましたら、推薦団体等に改めて、推薦依頼を行う予定です。その際、子ども子育て会議や部会の趣旨を説明し、可能な限り現行の方を引き続きご推薦いただけるよう、ご理解いただきたいと考えております。

また、公募委員につきましては、現行の3名の皆さんに、そのまま継続していただける意思があるかを確認させていただき、あるようでしたら公募によらず続けていただきたいと思います。

(藤野会長)

概ね質問意見も出尽くしたようですので、次の協議事項に移りたいと思います。

5 議題4 江別市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の制定について

(藤野会長)

次に協議事項(4)「江別市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の制定について」を議題といたします。

はじめに、事務局から説明願います。

(末金係長)

それでは 資料4「江別市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について」ご説明します。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。はじめに、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の流れについてご説明いたします。

まず、こども誰でも通園制度についてですが、保護者の就労の有無に関わらず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を、保育園などにおいて、月一定時間まで預けることができる制度であり、令和8年度から全ての市町村で実施されることとなっております。

こども誰でも通園制度を実施する事業所については、市が定める基準に基づいて、認可す

ることとなっており、認可基準を定める条例について、今回の子ども子育て会議において意見をお伺いするものです。

今回意見をお伺いする認可条例については、実施園の検討を並行して行いつつ、9月の定例会にて提案を予定しております。

9月定例会において予定通り議決を頂いた場合には、10月以降事業所からの認可申請を受領し、1月の子ども子育て会議において、各事業所が実施する際の利用定員等について、再度意見をお伺いする予定としており、3月に認可した後、令和8年4月からの実施に向けて必要な対応を進めていく予定としております。

次に2ページをご覧ください。

まず、1の条例制定の趣旨についてご説明いたします。

先ほどのご説明と一部重複いたしますが、国の児童福祉法の一部改正により、0歳6カ月から、満3歳未満の子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度といたしまして、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度に関する規定が定められ、令和8年度から、全ての市町村において実施されることとなりました。

乳児等通園支援事業については、児童福祉法において、市町村の認可事業として位置づけられ、認可に係る設備、運営等の基準については、同法第34条の16第1項に基づき、市町村の条例で定めることとされたことを受けまして、今回、「江別市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものでございます。

続きまして、2の乳児等通園支援事業の概要でございますが、1ページ中段の表をご覧ください。

まず、対象となる子どもですが、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳児までの児童とされております。

次に対象者の認定についてですが、保護者からの申請に基づき、居住する市町村が、認定を行います。

利用時間については、月一定時間の利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用することができ、利用料は事業所が直接徴収することとなります。

次に利用・予約方法についてですが、認定を受けた保護者が利用登録を行ったのち、国が基盤整備を行っているシステムを活用し、予約する方法を想定しています。

次の実施場所については、こちらに記載の保育所等の施設になります。

最後に、実施方式ですが、2つの実施方式が示されております。一つめが一般型となりまして、こちらは、保育所等が、乳児等通園支援事業の定員を別に設け、在園児と合同、または、専用室を設けて実施する方式となります。二つめが、余裕活用型となりまして、こちらは、保育所等の利用児童数が利用定員総数に満たない場合に、定員の枠を活用して行う受入方式となります。

続きまして、3の条例案の考え方についてご説明いたします。今回制定いたします条例については、令和7年1月に国が示しました「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を参酌し、または従って定めることとされております。

今回制定する条例は、子育て支援施策に係る重要な条例となりますことから、条例の制定に当たりましては、国が定める基準のほか、平成26年4月1日に施行されました「江別市暴力団排除条例」の趣旨を鑑みまして、暴力団の排除に関した規定を盛り込むこととしていきます。

続きまして、3ページをご覧ください。4の主な認可基準（案）の概要についてご説明いたします。こちらに記載の主な認可基準はすべて、国が示す基準と同内容となっております。

なお、先ほど2ページ目でご説明いたしました乳児等通園支援事業の実施方式のうち、余裕活用型については、保育施設等の各実施施設の基準によることとされておりますので、ここでは一般型での基準に絞ってご説明いたします。

まず、乳児等通園支援事業の従事職員数についてですが、0歳児3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人としており、そのうち半数以上は保育士とし、従事者の数は2人を下ることができないとしています。ただし、保育所等と一体的に運営されており、保育所等の職員の支援を受けることができる場合などの要件を満たす場合には、乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とするとしています。

従事者の資格要件については、保育士または、乳児等通園支援に従事する職員として、市長等が行う研修を修了した者としています。

次に設備基準についてですが、乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室またはほふく室を、満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、保育室または遊戯室を設けることとしています。

続きまして、今ほどご説明いたしましたそれぞれの設備に対する面積基準についてですが、乳児室につきましては幼児等1人につき1.65㎡以上、ほふく室につきましては幼児等1人につき3.3㎡以上、保育室または遊戯室につきましては、幼児1人につき1.98㎡以上としています。

続きまして、4ページをご覧ください。

今回制定の条例案の構成についてですが、第1条から第29条まで、こちらに記載の内容で構成しております。

以上です。

(藤野会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

(齋藤委員)

医療的ケアが必要な子どもについても、この制度を利用できるのか、お伺いいたします。

(末金係長)

制度上、医療的ケアが必要な子どもの受入れについても想定されており、本年4月に行った保育施設等への意向調査の中でも受入れについて検討中と回答いただいた施設が41施設のうち、19施設ございました。

しかし、検討中とご回答いただいた6施設からは、障がいをお持ちの子どもを受け入れるにためには、特段の支援が必要であるとのことのご意見も併せていただいているところです。

そのため、市といたしましては、各施設からの意見などを踏まえ、また、先行実施している他市の事例等も参考しながら、今後、医療的ケアが必要な子どもの受入体制の確保について、検討していきたいと考えております。

以上です。

(齋藤委員)

それでは、制度実施と同時に医療的ケアが必要な子どもの受入れが可能となるよう、準備がされているという理解でよろしいでしょうか。

(末金係長)

そのようになるよう検討を進めてまいります。

(鈴木委員)

確認になりますが、市内の41施設のうち、19施設が対応できるようになるという理解でよろしいでしょうか。

(末金係長)

先ほど申し上げました19施設につきましては、対応可能と回答されているものではありません。市で、市内の保育所にアンケート調査を実施したところ、22施設からは対応が難しい、残りの19施設からは、引き続き検討中との回答を得たところです。

(鈴木委員)

ということは、19施設から大きく増えることはないという理解でしょうか。

(末金係長)

市としては、増えてほしいと考えておりますが、現状、多くて19施設と想定しております。

(金子部長)

実際には、19に近い施設が、この事業に取りかけられるかという現実的には難しいのではないかと考えております。

検討中とご回答いただいた19施設の中でも温度差は色々あり、前向きに検討していた施設があれば、実際には色々な問題があつて難しいと感じながらも現時点においては検討中としている施設もございます。

我々としては、国が令和8年4月からスタートしなさいと言っているので、それに向けてやらなければならないですが、一気に広げることは難しいため、市民の皆さんが住んでいるところから遠すぎないところに何か所かできればいいのではないかと考えております。

そのため、江別地区、野幌地区、大麻地区にそれぞれ1か所ずつあれば、スタート時点としては仕方ないと考えております。

保育士不足の中で、施設に無理を言ってやってもらうことは避けたいと考えておりますので、極端な話を言えば、各地区に1か所も絶対ではなく、実施できる施設で始めて、ニーズに応じて少しずつ増やしていくということも考えなくてはならないと思っております。

(藤野会長)

実施方式で一般型と活用型というものがありますが、江別市の実情を考えたとき、もし手を挙げる園があるとしたら、どちらになるのでしょうか。

(末金係長)

アンケート調査の結果では、一般型を検討しているとしたものが多い状況でした。

(藤野会長)

概ね質問意見も出尽くしたようですので、次の協議事項に移りたいと思います。

6 議題5 保育施設入所選考基準の見直しについて

(藤野会長)

次に協議事項(5)「保育施設入所選考基準の見直しについて」を議題といたします。
はじめに、事務局から説明願います。

(末金係長)

それでは 資料5「保育施設入所選考基準の見直しについて」ご説明します。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

まず、1の概要についてご説明いたします。

特定教育・保育施設における保育の利用につきましては、入所選考基準により、その保育の必要性の度合いを点数化し、点数の高い順に、希望する施設への入所を調整しています。

施設への入所調整時に考慮いたします、入所選考基準における優先利用の考え方につきましては、児童福祉法などを根拠としておりまして、国が示す基本的な考え方に基づき、利用調整を行う市町村が決定しております。

入所選考基準で定めております「項目」や「点数」の決定にあたりましては、市民参加の観点から、子ども・子育て会議において意見聴取を行ったうえで決定することとしています。

続きまして、今回見直しを行います入所選考基準の内容でございしますが、調整点数の加点項目に「入所申請児童が里親委託されている場合」を追加することといたしまして、その加点点数を2点とするものです。

見直しを行う理由でございしますが、資料の中段「3 見直し理由」をご覧ください。

令和6年8月19日付けでこども家庭庁より発出されました事務連絡、「保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について」におきまして、保育所等の優先利用の対象と考えられる事項として、「里親委託が行われている場合」との項目が追加されました。

これを踏まえまして、里親の就労等により、里親委託されている児童の保育の必要性が生じた場合におきまして、社会的養護の観点から、入所における優先利用の配慮を行うため、「里親委託が行われている場合」を調整点数項目に追加するものでございます。

なお、加点する点数につきましては、先ほど申し上げましたこども家庭庁事務連絡にて、保育所等の優先利用の対象と考えられる事項として国が例示するもののうち、江別市でもすでに調整点数項目で定めております「生活保護世帯」、「こどもが障がい有する場合」、「育児休業を終了した場合」がいずれも2点であることを鑑みまして、「里親委託が行われている場合」につきましても2点としております。

適用時期は、令和8年4月1日からを予定しております。

なお、次頁以降に、見直し後の選考基準表を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

(藤野会長)

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から質問などがございましたら、お願いします。

【質疑なし】

(藤野会長)

質疑等ございませんでしたので、本件を終わりにいたします。

7 その他

(藤野会長)

次に議題2「その他」に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

なければ、事務局から何かございますか。

(北島係長)

私から今後の会議スケジュール等についてご説明申し上げます。

お手元に令和7年度以降の江別市子ども子育て会議スケジュール（予定）というものを置かせていただきました。

本日、第1回目の会議が開催いたしましたので、次回は9月頃を予定しております。

その後は、10月頃に計画の素案、11月頃にパブリックコメント案の協議、来年1月にパブリックコメントの結果を報告いたしまして、3月に策定することを予定しております。

今後の会議スケジュールについては、以上です。

この場をお借りして委員の皆様にご相談したいことがございます。

資料の配布方法について、現在は、資料が出来上がり次第、メールで送付をしまして、一定の方には併せて紙媒体を送付しております。

それ以外の方は、基本的に各自印刷をしてきてもらい会議にお越しいただいている状況ですが、印刷することが負担になっているというお声もいただいている状況です。

そのため、今後は、資料に関して、メール送付のみとして、資料の印刷は事務局で行い机上配付という形で対応したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

メールで送付いただくのは構いませんが、容量の大きいものを送付いただいても受信できないことがあります。そのため、昨年は、紙媒体の資料を送付いただくようお願いをしていたところでした。そのため、これまでどおり紙媒体での送付を希望いたします。

(北島係長)

メールの容量を圧迫しないように、大容量のデータを送付する場合には、URLをお送りして各自ダウンロードしていただく流れとしたいと思います。

(鈴木委員)

それであれば、メールのみの送付で構いません。

8 閉会

(藤野会長)

それでは、本日予定していた議事は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度第1回江別市子ども・子育て会議を閉会いたします。

皆さま、お疲れ様でした。